

医療法人社団 協友会 横浜なみきりハビリテーション病院

(介護予防) 通所リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条

この規程は、医療法人社団協友会が開設する医療法人社団協友会横浜なみきりハビリテーション病院（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）通所リハビリテーション事業（以下「通所リハビリテーション事業等」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、適正な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業の実施に当たって、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、通所リハビリテーション計画を作成し、計画に沿って、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業のリハビリテーションは「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人社団 協友会 横浜なみきりハビリテーション病院
- 2 所在地 神奈川県横浜市金沢区並木2-8-1

(従業者の職種、員数及び業務内容)

第4条

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 別紙に定める人員を配置する。
他の従業者を指導監督し適切な事業の運営が行われるように統括するとともに、自らも指定通所リハビリテーションの提供に当たるものとする。
- 2 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、看護師 別紙に定める人員を配置する。
共同して通所リハビリテーション計画及び報告書を基に、通所リハビリテーション事業等の提供に当たるものとする。
- 3 介護職員 別紙に定める人員を配置する。
介護職員は、入浴、食事、送迎の介護など、通所リハビリテーション事業等の提供に当たるものとする。

(利用定員)

第5条

事業所の利用定員は介護予防リハビリテーションと合わせて30人とする。

- 1 単位 16人
- 2 単位 7人
- 3 単位 7人

(営業日、営業時間及びサービス提供時間)

第6条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：年始年末（12月31日から1月3日まで）及び日曜日を除く。
- 2 営業時間：午前8時00分から午後5時30分
- 3 サービス提供時間
 - 1 単位（月曜日から土曜日） 午前10時00分から午後04時15分
 - 2 単位（月曜日から土曜日） 午前08時45分から午後11時45分
 - 3 単位（月曜日から土曜日） 午後01時15分から午後04時15分
- 4 連絡体制：営業時間中は連絡が可能な体制とする。

(通所リハビリテーション事業等の内容)

第7条

指定通所リハビリテーション事業等の内容は、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため医師、理学療法士、作業療法士及び言語療法士等リハビリテーションスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画に基づいて理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

又、食事、送迎、入浴、おやつについては、利用者のご希望により提供する。

食事・おやつは契約制とし、申込書を必要とする。

(利用者負担の額)

第8条

利用者負担の額を以下のとおりとする。

- 1 介護報酬の告示の額とし、利用者負担額は1割・2割・3割とする。保険給付の自己負担額を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。
- 2 食費、おむつ代等の利用料を別に定める利用料金表により支払いを受ける。支払いに対しては、文書で事前に説明し同意を受ける。
- 3 第12条の通常の事業の実施地域を越えて行う通所リハビリテーション等に要した交通費は、徴収しない。

(事故報告)

第9条

事業所の従業者は、事故の報告があり次第管理者に報告し、指示に従い臨機応変に対応することとする。また早急に事故報告書を作成し、行政機関等に報告し、経過を記録するとともに事故防止に努める。

(緊急時における対応方法)

第10条

- 1 事業所の従業者は、通所リハビリテーション事業等を実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 事業所の従業者は、前項について、しかるべき処置を行った場合は、速やかに主治の医師、代理人又はご家族及び担当介護支援専門員に報告しなければならない。

(身体の抑制等)

第11条

事業者は、原則として利用者に対して身体抑制を行わないこととする。
但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合又は機能訓練上必要と認める場合には、医師が判断し身体抑制・安全ベルトの装用その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には利用者の代理人又はご家族に対し利用者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し、同意を得た上、早急に抑制を解除できる様会議等で検討する。また医師はその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録に記載することとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条

通常の事業の実施地域は、以下の地域とする。(市内送迎区域外の自己送迎は応相談)

磯子区 上中里、杉田、氷取沢

金沢区 海の公園、片吹、金沢町、釜利谷東、柴町、能見台、能見台通、能見台東、能見台森、平潟町、堀口、町屋町、谷津町、富岡西、富岡東、長浜、並木、西柴

(留意事項)

第13条

- 1 事業者は、利用者の体調を考慮し、通所リハビリテーションの利用が困難であると判断した場合には、利用の中止をすることができる。
- 2 事業者は、利用者が泥酔状態などにより、他の利用者に迷惑をかける恐れがあると判断した場合には、利用の中止をすることができる。

(要望又は苦情の申出)

第14条

利用者は、当事業所の提供する通所リハビリテーションサービスに対しての要望又は苦情等については介護支援専門員又は相談窓口担当者に申し出ることができ、又は備え付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の位置に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができる。

(非常災害対策)

第15条

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を年2回以上定期的に行う。

(個人情報の保護)

第16条

- 1 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条

- 1 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
採用時研修：採用後1ヶ月以内
継続研修：年間2回以上
- 2 従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約に明記する。
- 4 事業所は、利用者の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に努めるものとする。
- 5 事業所は、通所リハビリテーション等の提供に関する記録を整備し、保管する。
- 6 この規定に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人理事長と事業者の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止)

第18条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるよう努めるものとする。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(附則)

この規程は2024年4月1日より施行する。